



2008年9月1日 第2009-01号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

原油・原材料価格高騰に係る下請中小企業向け対策を発表

8月29日に経済産業省は、下請中小企業向け対策として、すでに実施している下請かけこみ寺本部の平日相談時間の延長に追加して次の対策を行うと発表した。

買ったたきの具体的内容の明示

原油・原材料価格高騰時において、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請代金法」という。)第4条第1項第5号において禁止されている買ったたきの具体的内容を明示した大臣通達文書を、事業者団体(約600の親事業者及び下請事業者団体)に発出し、親事業者及び下請事業者双方に周知を図る。

また、全国の自治体にも同通達文書を送付し、下請事業者からの相談に適切に対応できるようにするとともに、9月に行う下請代金法に基づく調査の対象となる親事業者(約13,000社の製造業者)にも同通達文書を送付し、周知を図る。

特別聴取の実施

下請代金法に基づく検査の結果、同様の指摘を2回連続で受けている親事業者、下請代金法に基づき中小企業庁に提出する調査票や改善指導報告書を未提出である親事業者に対し、第一弾の特別事情聴取を実施し、親事業者の法令遵守を促す。

特別立入検査の実施

原油・原材料の価格高騰の影響が強い業種に属する約100の親事業者に対し、下請代金法において禁止されている買ったたきが行われていないかなどをチェックする特別立入検査を実施する。

経済産業省は、同日付で、平成20・08・20中第1号発で事業者団体代表者宛に、「原油・原材料等価格の高騰時における買ったたきの具体的内容の明示について」の文書による大臣通達を行った。

通達内容は、「下請適正取引等の推進のため

のガイドライン」の策定および「ベストプラクティス集」の作成と配布し普及に努めているが、現在も尚、中小企業から原油等価格高騰によるコストアップを十分に転嫁できない、買ったたかかれているという声が随所から聞こえてくる。とした上で、下請代金法第4条第1項第5号で、「買ったたき」を禁止していることを改めて指摘し、買ったたきに該当するか否かを適正に判断することを求めている。その上で、下請代金法違反を犯すことが無いように事業者団体所属の親事業者に対して強力に指導するように要請した。また、事業者団体所属の下請事業者においては、不公正な取引を受けた場合積極的に各地方経済産業局の相談窓口にご相談するように指導するように依頼している。

「買ったたき」違反例

1. 「対価が通常価格に対して著しく低いかなど」次の場合は、対価が著しく低いと判断される可能性がある。
 - (1) 過去1年間に原油または原材料価格が数10%上昇し、コストも上昇しているにもかかわらず、親事業者が単価の引き上げに応じない場合。
 - (2) 過去1年間に原油または原材料価格が数10%上昇し、コストも上昇しているにもかかわらず、親事業者が単価を1年以上据え置いている場合。
2. 「不当に定めているかなど」という下請代金の決定方法」次の場合は、不当に定めていると判断される可能性がある。
 - (1) 下請事業者からの価格改定の申し出に対し、親事業者が一方向的に価格決定をしている場合。
 - (2) 同じ地域の他の下請事業者との取引では、単価を引き上げているにもかかわらず、当該下請事業者との取引には単価が引き上げられていない場合。

相談窓口：中小企業庁取引課

電話 03-3501-1732 直通 他、地方経済産業局中小企業課